

(7) 安全委員会 (第 17 条)

事業者は、常時50人以上の労働者を使用する下記の業種の事業場ごとに、安全委員会を設け、労働者の危険防止に関する事項等を調査審議させ、意見を述べさせる必要があります。

- ① 常時50人以上の労働者を使用する 林業、鉱業、建設業、製造業 (木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、自動車整備業、機械修理業に限る。)、運送業 (道路貨物運送業、港湾運送業に限る。)、清掃業
- ② 常時100人以上の労働者を使用する 上記以外の製造業 (物の加工業を含む。)、上記以外の運送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、飲料小売業、旅館業、ゴルフ場業

(8) 衛生委員会 (第 18 条)

事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生委員会を設け、労働者の健康障害防止と健康保持増進に関する事項等を調査審議させ、意見を述べさせる必要があります。

2. 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(1) 事業者の講ずべき措置等 (第 20 条～第 25 条)

事業者は、労働者の危険又は健康障害を防止するため下記の措置を講ずる必要があります。

- ① 機械・器具その他の設備、爆発性・発火性・引火性の物等や電気・熱等のエネルギーによる危険を防止するための措置
- ② 掘削、採石、荷役、伐木等の業務の作業方法から生じる危険を防止するための措置
- ③ 墜落のおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するための措置
- ④ 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸蒸気及空気を、病原体、放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常高圧、排気、排液等による健康障害を防止するための措置
- ⑤ 通路・床面・階段等の保全、換気、採光、照明、保温、防湿、休憩、避難、清潔に必要な措置
- ⑥ 労働者の作業行動から生じる労働災害を防止するために必要な措置

(2) 労働者の遵守義務 (第 26 条)

労働者は、事業者が労働災害防止のために講じた事項を遵守する必要があります。

(3) リスクアセスメント (第 28 条の 2)

事業者は、建設物・設備・原材料・ガス・蒸気・粉じん等による危険性又は有害性等及び作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

なお、一定の化学物質は、第 57 条の 3 により必ず危険性又は有害性等の調査を行う必要があります。

3. 機械並びに危険物及び有害物に関する規制

(1) 機械等に関する規制 (第 37 条～第 40 条、第 42 条、第 45 条)

機械等は、下記の規制があります。

- ① 特に危険な作業を必要とするボイラー、クレーン等の機械のうち一定の条件以上の「特定機械等」を製造する者は、労働局長の許可を受けなければならない。
- また、製造、輸入した際は、労働局長等の検査を受け、検査証の交付を受けなければならない。検査証がないと特定機械等を使用することはできません。

② 「特定機械等」以外の危険又は有害な作業を伴う等の一定の機械等は、法定の規格、安全装置を具備しなければ譲渡、設置等ができません。

③ ボイラーその他の機械等は、定期に自主検査を行い、その結果を記録する必要があります。

また、それらの機械等のうち、プレス機械やフォークリフト等の機械は、法定の資格者又は検査業者による特定自主検査を行う必要があります。

(2) 危険物及び有害物に関する規制 (第 55 条～第 57 条の 3)

化学物質等は、下記の規制があります。

- ① ベンジン等の労働者に重度の健康障害を生じさせる有害物は、原則として、製造、輸入、譲渡、提供、使用ができません。
- ② ジクロロベンジン等の労働者に重度の健康障害を生じさせる有害物の製造者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- ③ ベンゼン等の労働者に健康障害を生じさせるおそれのある危険又は有害なものを譲渡又は提供する者は、容器又は包装に名称、人体に及ぼす作用、危険有害性を表す標識 (絵表示) 等を表示し、文書の交付等により相手方に危険性又は有害性に関する事項を通知する必要があります。
- ④ 化学物質のうち、通知対象物質等 (第 56 条の製造の許可物質及び労働安全衛生法施行令別表第 9 の物質) は、必ず危険性又は有害性等の調査 (リスクアセスメント) を行う必要があります。

4. 労働者の就業に当たっての措置

(1) 安全衛生教育 (第 59 条)

事業者は、労働者を雇い入れたときや作業内容を変更したときは、安全又は衛生のための教育を行う必要があります。

また、特定の危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、特別の教育を行う必要があります。

(2) 職長等の教育 (第 60 条)

事業者は、新たに職役に就くことになった職長等に、作業方法の決定、指導監督の方法等について、安全又は衛生の教育を行う必要があります。

(3) 就業制限 (第 61 条)

事業者は、クレーンの運転その他の業務で特定の危険業務については、免許を受けた者又は技能講習を修了した者等の資格を有する者でないと就かせてはなりません。

また、その資格を有しない者は、その業務を行うことができません。

(4) 中高年齢者、身体障害者への配慮 (第 62 条)

事業者は、中高年齢者、身体障害者等の労働災害の防止に当たって特に配慮を要する者について、心身の状態に応じた適正な配置に努める必要があります。

5. 健康の保持増進のための措置

(1) 作業環境測定 (第 65 条、第 65 条の 2)

事業者は、有害な業務を行う屋内作業場等について、作業環境測定を行い、その結果を記録し、改善の必要があるときは、適切な措置を講じる必要があります。